



住宅地や周辺での農薬散布に注意

住宅地やその周辺での農薬散布は、農薬が飛散し、近隣住民の健康被害を引き起こす場合があります。特にアレルギー症状のある人や化学物質に敏感な体質の人には、重大な被害を与える可能性もあります。ガーデニングや家庭菜園用のスプレー式殺虫剤や芝生の管理で使用する除草剤も農薬です。やむを得ず散布する場合は、必要最小限とし、飛散防止や近隣への十分な配慮を心がけましょう。

【農薬散布時の注意】

▶農薬の使用方法や注意事項を守る
▶風の強い日は使用を避け、風向きや時間帯(通学時間など)に注意する
▶事前に、使用目的や散布日時、使用農薬の種類、農薬使用者の連絡先などを、周囲に住んでいる人や近隣の学校・幼稚園・保育所などに知らせる
▶散布作業時は、人が近づいたり、立ち入ったりしないように、表示や区分けを行う

* 農薬情報については、農林水産省 農薬コーナー (下記 QR コード) で確認するか、県食の安全・地産地消課生産安全係
☎092(643)3571、北筑前普及指導センター ☎(43)8833 へお問い合わせを



☎ 農業振興課 ☎(36)0041
▶ 環境課 ☎(36)1421

薬剤散布

さつき松原松くい虫防除

福岡森林管理署と市では、さつき松原を松くい虫から守るため、ヘリコプターで薬剤を散布。併せて交通規制を実施します。みなさんの協力をお願いします。



散布域

① 有人ヘリコプター

期 5月13日(月)、6月3日(月)
5:00 ~ 8:30

* 雨天、強風時は翌日に順延

所 釣川左岸~上八交差点
(右図の赤枠部分)

② 無人ラジコンヘリコプター

期 5月11日(土)、6月8日(土)
5:00 ~ 10:30

* 雨天、強風時は翌日曜日、次週土・日曜日と順延

所 玄海東小西側
(右上図の黒枠部分)

①② 共通

薬剤はチアクロプリド水和剤エコワン3プロアブルを使用予定。
順延時は、市 →「新着情報」で確認可

☎ 福岡森林管理署業務課 ☎092(843)2100
▶ 市農業振興課 ☎(36)0041



マナーを守って動物を飼いましょう



犬や猫を飼うときは、最後まで愛情と責任をもって飼いましょう。 ☎環境課 ☎(36)1421

【犬を飼うときは】

▶ 糞は、飼い主が責任を持って処理をしましょう
▶ 放し飼いは、人にかみつく・庭を荒らすなど、迷惑をかけるので絶対にやめましょう
▶ ストレスは無駄ぼえの原因。適切な食事・運動、愛情を持ったしつけなど、上手にコミュニケーションをとりましょう
▶ 犬鑑札と注射済票を必ず首輪に着けましょう

【猫を飼うときは】

▶ 糞尿被害防止、交通事故や感染予防のために室内で飼いましょう
▶ 迷子札を着けましょう
▶ 年に2、3回出産します。不妊・去勢手術をして過剰繁殖を防ぎましょう
▶ 飼い主のいない猫に餌を与えると、餌を求めて猫が集まり、糞尿被害や鳴き声など、周囲にさまざまな迷惑をかけます。また、新たに子猫が生まれ、結果的に飼い主のいない不幸な猫を増やしてしまうことになります。無責任に餌を与えるのはやめましょう

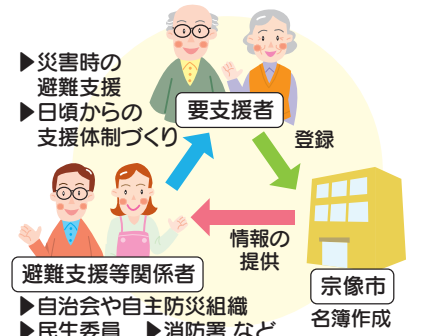
(広告)

助け合おう 避難行動要支援者支援事業 ～ 名簿に登録しましょう～

災害発生時、自力で避難することが困難な人(避難行動要支援者)が逃げやすくなるよう、近所の人が声かけをするなど、最も身近にいる地域の人にできる範囲で支え合いをしてもらうものです。市では、「避難行動要支援者名簿」を作り、自治会を単位とする自主防災組織、民生委員、消防署に情報の提供をします。

【名簿に登録しましょう】

新規対象者には、5月上旬に市から名簿登録申請書を送付します。自力(家族からの助力も含む)での避難が難しく、地域の方の避難の声かけなどをお願いしたいという人は、申請書を市へ提出してください。



● 注意事項

- ▶ 名簿登録は強制ではありません。登録を希望する人のみ申請書の返送をしてください
 - ▶ 名簿に登録したからといって、必ず声かけや避難の支援をしてもらえるとは限りません。また、市や行政機関からの支援が優先的に受けられるものでもありません
 - ▶ 名簿登録申請は、今回の案内以外でも支援が必要になったときに随時申請することができます
 - ▶ この名簿は災害時の避難支援以外の目的では使用しません
- ☎ 地域安全課 ☎(36)5050

- 名簿登録対象者=次のいずれかに該当し自力での避難が難しい人
 - ① 介護保険の要介護3以上の認定を受けている
 - ② 身体障害者手帳1級か2級の交付を受けている
 - ③ 療育手帳A判定以上の交付を受けている
 - ④ 65歳以上の高齢者で1人暮らしか高齢者のみの世帯に属する
- * ①~④に該当しない人でも、自力での避難が難しい人は登録できます(日中独居など)
- ☎ 6月10日(月)

「青少年国際交流推進事業」に補助金を交付

市では国際化の進む社会で活躍できる青少年の育成を目的に、青少年国際交流事業を応援します。

- 対象団体=市内で活動する市民公益活動団体
- 対象事業=次のいずれかに該当する事業▶市内の10人以上の青少年が、国際交流のために海外に渡航する事業(2年以内1回以上、お互いが交流相手の国を訪問

すること)▶外国の都市に居住する10人以上の青少年をホームステイで受け入れる事業(ここでの「青少年」とは、平成13年4月2日以降生まれの人)

- 提出書類=所定の申請書
 - * 申請書や募集要項は、情報コーナー(市役所1階)で入手可、市 からダウンロード可
- ☎ 子ども育成課 ☎(36)1214

【補助金額】

補助対象経費	補助額と補助金の限度額
渡航費	▶ 1人当たりの渡航費(住居と交流先の外国都市との往復にかかる経費)の2分の1(2万円を超える場合は、2万円が限度。1,000円未満切捨て) * パッケージツアーを使用する場合は渡航費(往復航空運賃、交流先の外国都市までの交通費)の明細を提示してください ▶ 補助金総額が30万円を超える場合、30万円が限度
ホームステイ受入れ費	▶ 受け入れる青少年1人1泊につき、2,000円 ▶ 補助金総額が6万円を超える場合は、6万円が限度

脳疾患後遺症でリハビリ中の方の交流会

第1回「脳疾患後遺症を理解する」

日時 2019年5月12日(日)13時~15時

場所 メイトム宗像(市民活動交流館)・202会議室

- ◆ 体験発表者 池浦一敏(障害2級)宗像市鐘崎380「片麻痺、全廃から指が動き出すまでのリハビリの取組方」
- ◆ 参加無料 ◆ 予約不要 * 第2回6月16日開催予定
- お問い合わせ先 池浦(交流会主催者) ☎0940(62)0832

特許取得済
リハビリ器具を
実演紹介

5/10(金)・5/24(金)・6/5(水)・6/19(水)

宗像ユリックス 受付13時~16時

相談は17時まで

会議室5にて無料相談を実施

予約不要・先着順

お気軽にどうぞ

遺言、相続、離婚、その他お困りごと

困ったことは何でもご相談下さい。

行政書士合同事務所ロイテック 行政書士 伊藤弘幸

☎ 092-692-1151

携帯 090-7980-1240

事務所 古賀市中央1-1-50 自宅 宗像市



【ごみを出す前に水分を減らす工夫を!】▶三角コーナーをシンクの上に避けるなど、ごみを水にぬらさない工夫を▶お茶がらやティーバッグは、水気をしぼって乾かしましょう▶ごみ出し前に、たまった水分を「ぎゅっ」とひとしぼり! ☎環境課 ☎(36)1421